

言渡し	平成28年3月18日
交付	平成28年3月18日
裁判所書記官	

平成21年ワ第38867号 損害賠償等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成27年12月4日

判 決

[Redacted]

原 告 二 本 松 進

[Redacted]

原 告 二 本 松 月 恵

東京都新宿区赤城下町32番地33

原 告 株式会社シーマトリックス

同 代 表 者 代 表 取 締 役 二 本 松 進

原告ら訴訟代理人弁護士 小 部 正 治

今 泉 義 竜

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告 東 京 都

同 代 表 者 知 事 舩 添 要 一

同 指 定 代 理 人 石 澤 泰 彦

三 宅 海

大 西 一 彰

菊 池 和 彦

鶴 見 信 介

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 岩 城 光 英

同 指 定 代 理 人 太 田 健 二

阿 部 基 子

主 文

- 1 原告らの訴えのうち、被告らに対する文書発行請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 被告東京都は、原告二本松進に対し、240万円およびこれに対する平成19年10月30日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告二本松進と被告東京都の間に生じたものの3分の1を被告東京都の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 この判決主文第2項は、仮に執行することができる。ただし、被告東京都が340万円の金銭の担保を供するときは、この仮執行を免れることができる。

事 実 お よ び 理 由

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、各自、原告二本松進に対し、583万5500円及びこれに対する平成19年10月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、各自、原告二本松月恵に対し、220万円及びこれに対する平成19年10月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、各自、原告株式会社シーマトリックス（以下「原告会社」という。）に対し、110万円及びこれに対する平成19年10月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告らは、本事件の発生の原因、この種の事件発生を未然に防止するための方策、並びに本事件に直接及び間接に関与した特別公務員の処分内容を明らかにした謝罪文書を原告らに発行せよ。
- 5 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 6 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告らが、原告二本松進が警察官に対して暴行を加えたことはないのに、被告東京都（以下「被告都」という。）の警察官が公務執行妨害の被疑

事実で原告二本松進を現行犯逮捕し、被告国の検察官が公務執行妨害および傷害の被疑事実で原告二本松進について勾留請求し、勾留延長後に原告二本松進を釈放せず、自白を強要する取調べをし、被告国の裁判官が勾留および勾留延長の裁判をしたことなどは違法であり、これによって、原告らがそれぞれ損害を被ったと主張して、被告らに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償および遅延損害金の支払いを求めるとともに、本事件の発生原因などを明らかにした謝罪文書の発行を求める事件である。

- 2 本件の争点は、被告都の警察官または被告国の検察官もしくは裁判官に国家賠償法1条所定の違法な行為があったか、ならびに原告らの損害および因果関係である。

第3 前提となる事実

本件の前提となる事実（当事者間に争いのない事実（ここでは、原告と一方の被告の間で争いがなく、他方の被告との間では弁論の全趣旨により認められる事実を含むものとする。）ならびに後掲証拠および弁論の全趣旨により容易に認められる事実）は、以下のとおりである。

- 1 原告二本松進は、昭和23年生まれ（平成19年10月当時（以下、単に「当時」という。）59歳）の男性であり、原告二本松月恵は昭和36年生まれ（当時46歳）の女性であり、原告二本松進の妻である（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）。
- 2 原告会社は、昭和62年に設立された、経営のコンサルティング業等を目的とする株式会社で、東京都新宿区において飲食店を営んでおり、当時の代表取締役は原告二本松進であった（甲第11号証、弁論の全趣旨）。
- 3 原告二本松進および原告二本松月恵は、平成19年10月11日午前8時ころ、BMW製普通乗用自動車（以下「原告車」という。なお、原告車は右ハンドル仕様である。）で東京都中央区築地5丁目2番所在の東京都中央卸売市場築地市場（以下、単に「築地市場」という。）を訪れた（争いのない事実、甲

第7号証の4，乙第1号証，弁論の全趣旨）。

4 同じころ，被告都の警視庁築地警察署（以下「築地署」という。）交通課交通執行第2係の高橋真知子巡査（当時。以下「高橋警察官」という。）および同課交通総務係の渡邊すみ子巡査部長（当時。以下「渡邊警察官」といい，高橋警察官と併せて「高橋警察官ら」という。）は，築地市場付近の道路において，違法駐車車両等の取締りを行っていた（争いのない事実のほか，乙第2号証，第3号証）。

5 原告二本松進は，平成19年10月11日午前8時15分ころ，高橋警察官らならびに築地署交通課交通執行第1係長谷津和行警部補，地域第1係藤岡直寿巡査部長および本宮敬志巡査により，公務執行妨害の現行犯人として逮捕され（以下「本件逮捕」という。），同日午前8時26分ころ，築地署司法警察員に引致された（争いのない事実のほか，乙第1号証，第2号証）。

6 築地署中島有侍警部補は，平成19年10月12日午前8時30分ころ，原告二本松進を東京地方検察庁検察官に送致する手続きをし，東京地方検察庁検察事務官は，同日午前9時50分ころ，これを受領した（乙第1号証）。

7 東京地方検察庁の五島真希検事（当時。以下「五島検察官」という。）は，平成19年10月12日，原告二本松進について，公務執行妨害および傷害の被疑事実により勾留請求を行い（以下「本件勾留請求」という。），東京地方裁判所の高麗邦彦裁判官（当時。以下「高麗裁判官」という。）は，同月13日，刑事訴訟法60条1項2号，3号にあたる事由があるとして，要旨，別紙1記載の被疑事実により，勾留状を発付し，原告二本松進は，同日午後3時23分，勾留された（以下「本件勾留」という。争いのない事実のほか，甲第1号証）。

8 五島検察官は，平成19年10月19日，原告二本松進について勾留期間延長の請求を行い（以下「本件勾留延長請求」という。），東京地方裁判所の岸野康隆裁判官（以下「岸野裁判官」という。）は，関係人取調べ未了，被疑者

の供述の裏付捜査未了および被疑者取調べ未了を理由として、勾留期間を同月31日まで延長する旨の裁判をした（以下「本件勾留延長」という。争いのない事実のほか、甲第1号証。）。

9 東京地方裁判所は、平成19年10月29日午後4時ころ、原告二本松進についての勾留理由開示公判を開いた（争いのない事実のほか、甲第11号証、第12号証、第26号証）。

10 五島検察官は、平成19年10月29日、原告二本松進の釈放を指揮し、原告二本松進は、同日午後6時ころ釈放された（争いのない事実のほか、甲第26号証）。

11 五島検察官は、平成19年10月31日、原告二本松進に対する公務執行妨害被疑事件を、起訴猶予を理由に不起訴処分とした（争いのない事実のほか、甲第6号証）。

第4 原告らの主張

1 被告都の警察官の違法行為に関し

(1) 高橋警察官らによる違法な取締り等

高橋警察官は、平成19年10月11日、原告二本松月恵が、築地市場付近の路上で、原告車を発進させようとしたところ、原告車の前に立ちはだかり、注意や移動命令などを発することなく「法定禁止エリアだ」と述べるのみで、その発進を妨害し続けた。

また、高橋警察官は、原告二本松月恵が法定駐停車禁止エリアに原告車を停止させていたのは20秒前後であり、原告二本松進を乗せてすぐに原告車を発進、移動させることが外観上明らかであったにもかかわらず、また、この場所では各種違法な放置駐車が事実上黙認されていたにもかかわらず、あえて、法定駐停車禁止エリアであると述べて取締りを行おうとした。

原告二本松進が高橋警察官に対して法定禁止エリアであることを理由とする取締りに反論したところ、渡邊警察官は、原告二本松月恵は直ちに運転で

きる状態で原告二本松進の乗車を待つために停車していたにすぎないにもかかわらず、また、そこが築地市場周辺で放置駐車が許容されているような場所で、他の放置車両を一切取り締まっていなかったにもかかわらず、標識による指定駐停車禁止エリアであることを理由に、原告車のみを取り締まろうとした。

高橋警察官らのこれらの行為は、道路交通法の趣旨に反し、警察官職務執行法1条2項、警察法2条2項に反する違法行為である。

(2) 高橋警察官らによる脅迫、暴行、強要の違法行為

原告二本松月恵が、取締りに対して反論したところ、高橋警察官は、原告二本松月恵に対し、「逮捕するよ」と言った。しかし、逮捕状はなく、駐停車禁止違反は10万円以下の罰金にあたる罪であり（道路交通法119条の4）、緊急逮捕も現行犯逮捕もできないのであるから、高橋警察官の発言は、原告二本松月恵の身柄を違法に拘束すると脅迫するものであり、違法である。

また、高橋警察官らは、正当な理由なく、原告二本松進に対し、持っていた、取締り用交通切符が入った黒くて四角いかばん（以下「切符かばん」という。）を押しつけた。これは、違法な有形力の行使である。

さらに、高橋警察官は、原告二本松進に、運転免許証の提示を要求したが、原告車の運転者でない原告二本松進には運転免許証の提示義務はなく（道路交通法95条2項、67条1項2項）、法律上義務のない行為を強要するもので、違法である。

その上、高橋警察官は、原告二本松進が原告車に乗り込もうとしたところ、これを妨害するため、原告車のドアを外から原告二本松進に押しつけた。これは、正当な理由のない有形力の行使であり、違法である。

(3) 警察官による違法な身柄拘束等

高橋警察官は、原告二本松進の行為によって左手首を負傷したかのように装い、応援の警察官らを呼んで、被害申告をした。しかし、これは、原告二

本松進を不当に身柄拘束し、ひいては刑事罰を受けさせる目的での虚偽の被害申告であるから、違法である。

現場に駆けつけた警察官らは、原告二本松進に弁解の余地を与えず、また見物人の中には被疑事実が存在しないと述べていた者がいて被疑事実の存在自体が疑われる状況下で、逃亡のおそれのない原告二本松進の身柄を拘束し、築地署に連行した。これは、現行犯逮捕の要件を充足しない違法な身柄拘束行為である。

(4) 警察官による違法な捜査

築地署の櫻柴茂樹署長は、原告二本松進が被疑事実を否認していること、および本件が高橋警察官の虚偽申告にもとづくものであることを知りながら、その職権を濫用して、原告二本松進を検察官に送致した。

また、築地署の刑事組織犯罪対策課中島警部補、前橋淳一巡查部長、交通課の小島修平巡查部長らは、高橋警察官らと共謀して、高橋警察官らの虚偽申告に気付きながら、それに沿う形での実況見分調書を作成するなどし、違法逮捕という不祥事を隠蔽するために、威圧的な取調べにより原告二本松進から虚偽自白を引き出そうとし、「原告二本松進が高橋警察官の胸を左右の肘で交互に七、八回突く」という暴行を創作し、かつ虚偽の診断書を作成させて、原告二本松進が高橋警察官に暴行を加えたとの被疑事実をねつ造した。

2 被告国の検察官の違法行為に関し

(1) 本件勾留請求の違法

五島検察官は、原告二本松進の1回目の取調べにより、本件被疑事実が不自然であると気付いており、勾留の理由、必要性、相当性のいずれも認められなかったにもかかわらず、違法に本件勾留請求を行った。

(2) 原告二本松進を釈放しなかった不作為の違法

五島検察官は、平成19年10月24日に、目撃者らから事情を聴き、いずれからも原告二本松進による暴行は存在しないとの供述を得て、事件が高

橋警察官らによるねつ造であり、被疑事実が存在しないことが明らかになったにもかかわらず、同月25日以降も、原告二本松進を釈放せず、漫然と原告二本松進の身柄の違法な拘束を継続した。

(3) 取調べの違法

五島検察官は、原告二本松進の公務執行妨害および傷害の被疑事実が高橋警察官らによるねつ造であることを知りながら、警察官による不祥事を隠蔽するため、これとは全く異なる軽微な暴行の被疑事実による自白を求め、判例を示して原告二本松進を脅し、これを認めて供述調書に署名指印しなければ起訴すると言って、不起訴とすることと引換えに自白調書に署名指印するよう迫り、原告二本松進に供述調書への署名指印を強制し、もって原告二本松進の暴行の被疑事実をねつ造した。

3 被告国の裁判官の違法行為に関し

(1) 勾留状発付の違法

高麗裁判官は、本件勾留請求が、勾留要件を満たしていないにもかかわらず、証拠を精査することなく、裁判官に付与された権限の趣旨に明らかに背いて、違法に勾留状を発付した。

(2) 本件勾留延長の違法

岸野裁判官は、本件勾留延長請求にはやむを得ない事由が存在しないことが容易にわかったはずであるにもかかわらず、捜査記録を精査して取調べ、捜査の進展状況を把握することなく、また、勾留延長質問を行って原告二本松進の言い分を聞くこともせず、五島検察官の本件勾留延長請求を鵜呑みにし、刑事訴訟法208条2項に違反して、違法に、本件勾留延長の裁判をした。

4 原告らの損害および因果関係に関し

原告らは、被告らが共同して行った一連の違法行為により、以下の損害を被った。

(1) 原告二本松進の損害

① 身体拘束に対する慰謝料 220万5000円

原告二本松進は、何ら正当な理由なく、平成19年10月11日午前8時過ぎころから同月29日午後5時ころまでの18日9時間（441時間）、身体を拘束され、自由を奪われ、持病が悪化し、トラウマを抱えるなどの肉体的、精神的苦痛を受けた。

これに対する慰謝料は、220万5000円（1時間あたり5000円）を下らない。

② 名誉侵害に対する慰謝料 150万円

原告二本松進は、事実無根の被疑事実をもとに身体拘束を受けた末に、これと異なる虚偽の被疑事実について自白を強要され、供述調書に署名を強要されて、起訴猶予となった。

原告二本松進は、被告らの行為により、事実無根の前歴のレッテルを貼られ、名誉を著しく侵害されたのであり、これによる精神的苦痛に対する慰謝料は150万円を下らない。

③ 刑事弁護人費用 160万円

原告二本松進は、不当な身柄拘束からの解放のため、弁護人を選任せざるを得ず、その費用として少なくとも160万円を支出した。

これは、被告らの違法行為がなければ生じなかった損害である。

④ 弁護士費用 53万0500円

原告二本松進は、本件の弁護士費用として、53万0500円の損害を被った。

⑤ 合計 583万5500円

(2) 原告二本松月恵の損害

① 慰謝料 200万円

原告二本松月恵は、夫である原告二本松進が正当な理由なく身体拘束さ

れたことにより精神的苦痛を被り、また原告二本松進の無実を証明するための証人探しや、原告二本松進が身柄拘束されている間の原告会社の飲食店の運営に多大な労力を費やした。

これに対する慰謝料は200万円を下らない。

② 弁護士費用 20万円

原告二本松月恵は、本件の弁護士費用として、20万円の損害を被った。

③ 合計 220万円

(3) 原告会社の損害

① 経済的損害 100万円

原告会社が経営する飲食店においては、原告二本松進が身体拘束されたことにより、従業員が休日を返上するなど時間外の過大な労働を余儀なくされたため、原告会社は、従業員5名に対し余分の給与を支払うことを余儀なくされた。また、平成19年10月14日、21日および28日の3日間、昼の営業を休止せざるを得なかった。

これによって、原告会社は、合計100万円の損害を被った。

② 弁護士費用 10万円

原告会社は、本件の弁護士費用として、10万円の損害を被った。

③ 合計 110万円

5 結論

よって、原告らは、被告らに対し、次のとおり請求する。

(1) 原告二本松進は、被告ら各自に対し、国家賠償法1条1項にもとづき、損害賠償583万5500円及びこれに対する違法行為の後の日である平成19年10月30日から支払済みまで同法4条、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(2) 原告二本松月恵は、被告ら各自に対し、国家賠償法1条1項にもとづき、損害賠償220万円及びこれに対する違法行為の後の日である平成19年1

0月30日から支払済みまで同法4条、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(3) 原告会社は、被告ら各自に対し、国家賠償法1条1項にもとづき、損害賠償110万円及びこれに対する違法行為の後の日である平成19年10月30日から支払済みまで同法4条、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(4) 原告らは、被告らに対し、本事件の発生の原因、この種の事件発生を未然に防止するための方策、並びに本事件に直接及び間接に関与した特別公務員の処分内容を明らかにした謝罪文書を原告らに発行することを求める。

第5 被告都の主張

1 被告都の警察官の違法行為の主張に対し

(1) 高橋警察官らによる違法な取締り等の主張に対し

原告ら主張の事実は、いずれも存在しない。

高橋警察官らは、原告車が法定の駐停車禁止場所（交差点の側端から5m以内）に駐車しているのを発見し、駐停車違反（道路交通法44条2号違反）と認め、原告二本松月恵に対し、原告車の移動を命じた。

そもそも違法な放置駐車が事実上黙認されていたとの事実は存在しないし、原告ら主張の事実は、原告車の道路交通法44条違反を否定する根拠となるようなものではない。

また、高橋警察官らは、指定の駐停車禁止エリアであることを理由として原告車を取り締まろうとしたことはなく、原告二本松進が、原告車の後方の駐車車両を取り締まれと怒鳴ったことから、渡邊警察官が、原告二本松進に後方の標識を確認させ、貨物車について標識の指定による駐車違反が成立しない旨を説明したにすぎない。

(2) 高橋警察官らによる脅迫、暴行、強要の違法行為の主張に対し

原告ら主張の事実は、いずれも存在しない。

高橋警察官が、原告車の駐停車違反について取り締まる旨を告げたことはあるが、逮捕するとは告げていない。仮に、逮捕するとの発言があったとしても、原告二本松月恵は、運転免許証の提示を拒否しており、住居もしくは氏名が明らかではなかったのであるから、刑事訴訟法217条によれば現行犯逮捕が可能であって、発言は違法とならない。

高橋警察官は、原告二本松月恵が原告車を止めたのは原告二本松進であると答え、原告車の運転者が明らかではなかったことから、原告らにだれが運転者であるのか質問するとともに、原告らに運転免許証の提示を求めたのであって、法律上義務のない行為を強要したものではないことは明らかである。

高橋警察官が、原告二本松進が原告車に乗り込むことを妨害したのではなく、むしろ、原告二本松進が、高橋警察官に原告車のドアを押しつけ、これにより高橋警察官は右手首に傷害を負った。

(3) 警察官による違法な身柄拘束等の主張に対し

原告ら主張の事実、いずれも存在しない。

原告二本松進は、平成19年10月11日午前8時10分ころ、原告らに運転免許証の提示を求めている高橋警察官に詰め寄り、切符かばんを胸の前で抱えている高橋警察官に対し、左右の肘で交互に3回くらいその胸付近を突いた。高橋警察官は、この暴行によって後退を余儀なくされ、無線機の緊急発信ボタンを押して築地署に応援を要請するとともに、原告二本松進に対し、「やめなさい。」と警告した。しかし、原告二本松進は、さらに四、五回、高橋警察官に対し、同様の暴行を繰り返したので、渡邊警察官は、公務執行妨害で現行犯逮捕すると告げた。

その直後、原告二本松進が、原告車の運転席ドアを開けてそこから原告二本松月恵を助手席に乗車させたことから、高橋警察官は、被疑者である原告二本松進が逃走するおそれがあると判断し、運転席ドアを閉められないように、原告車の開いた運転席ドアと車体との間に立ったところ、原告二本松進

が、外側から運転席ドアを強く閉めたため、ドアの窓枠部分が高橋警察官の右手首を強打し、同警察官は、全治約10日間を要する右手関節打撲の傷害を負った。

原告二本松進は、高橋警察官が運転席ドアから離れた隙に原告車の運転席に乗り込み、原告車を前進させたが、高橋警察官らは原告車の前方に立ち塞がってこれを停止させ、午前8時15分ごろ、到着した応援の警察官らとともに、原告二本松進を公務執行妨害の被疑者として現行犯逮捕した。

このような事実関係を前提とすると、原告二本松進に公務執行妨害罪が成立することは明らかであり、現行犯逮捕の要件を充足しているから、本件現行犯逮捕に違法な点は一切なく、高橋警察官らが虚偽の被害申告をしたということもない。

また、築地警察署長が原告二本松進を送検したことが違法であるとか、中島警部補らが高橋警察官らの虚偽申告に気付きながら被疑事実をねつ造したとする原告らの主張が前提事実を欠き失当であることも明らかである。

2 原告らの損害および因果関係の主張に対し

原告らの損害および因果関係の主張は争う。

第6 被告国の主張

1 被告国の検察官の違法行為の主張に対し

(1) 本件勾留請求の違法の主張に対し

勾留請求が国家賠償法上違法となるのは、勾留請求の時点において、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、または被疑者について勾留の必要がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り、または収集された証拠についての判断、評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がされた場合であることを要する。

五島検察官は、高橋警察官らの各供述、診断書や負傷部位の写真など当時

の送致記録などにもとづく判断として、原告二本松進が送致にかかる公務執行妨害および傷害の被疑事実を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ原告二本松進が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると判断して本件勾留請求を行ったのであり、法の予定する一般的な検察官を前提として合理性を十分に肯定できるものであり、何ら問題はなく、違法行為となりえない。

(2) 原告二本松進を釈放しなかった不作為の違法の主張に対し

勾留請求が違法でないならば、勾留継続は原則として適法であり、勾留後、犯罪の嫌疑を客観的かつ明白に否定する証拠が発見され、もはや到底勾留を継続しえない状況に至るといった特段の事情の変更のない限り、違法とされることはない。

また、勾留延長請求の要件の有無に関する検察官の判断が違法と評価される場合とは、検察官が勾留延長請求をしたことが、検察官の個人差を考慮に入れてもなおかつ行き過ぎで、証拠の評価を著しく誤るなど重大な過誤がある場合に限られると解すべきであり、勾留が延長された場合は、延長された期間の勾留の継続は原則として違法ではない。

原告二本松月恵や目撃者からの聴取内容が、法の予定する一般的な検察官を前提として、証拠の評価について経験則、論理則に照らして原告二本松進の被疑事実の嫌疑を客観的かつ明白に否定する証拠とはいえず、五島検察官が原告二本松進を釈放しなかったことに違法性はない。

(3) 取調べの違法の主張に対し

原告らの主張する事実は存在しない。

五島検察官が、被疑事実が警察官によるねつ造であることを認識しながら警察官の不祥事を隠蔽したというのは、何ら根拠のない主張であり原告らの憶測にすぎない。また、犯罪の成否について判例を示して説明することが脅迫に該当するとの主張はそれ自体失当である。さらに、五島検察官が、不起

訴とすることと引換えに署名指印を求めたという事実も存在しない。五島検察官は、平成19年10月29日の取調べの際、原告二本松進の供述調書の訂正の申入れを受け入れてこれを訂正しているし、2名の私選弁護人からも抗議等はなかった。

捜査の進展に伴い、勾留状の被疑事実の記載とは必ずしも同一でない具体的な犯行態様等が明らかになるのは一般的に見られることであり、検察官が捜査を行う中で、勾留状の被疑事実の記載とは異なる犯行態様についての心証を形成して、この点について取調べを行ったり、異なる態様の犯行を認定したとしても、そのこと自体が違法となるものではない。

2 被告国の裁判官の違法行為の主張に対し

(1) 勾留状発付の違法の主張に対し

裁判官が行った争訟の裁判につき国家賠償法1条1項に規定する違法な行為があったものとして損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法または不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと同様の特別な事情があることが必要である。

本件勾留請求は、勾留要件を充足しており、勾留状の発付には問題はないし、高麗裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したと同様の特別な事情は何ら存在しない。

(2) 本件勾留延長の違法の主張に対し

本件勾留延長請求は、勾留延長要件を充足しており、本件勾留延長には問題はないし、岸野裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したと同様の特別な事情は何ら存在しない。

3 原告らの損害および因果関係の主張に対し

原告らの損害および因果関係の主張は争う。

第7 当裁判所の判断

1 文書発行請求に係る訴えについて

原告らの請求のうち、前記第1, 4の文書発行の請求は、その請求の趣旨自体、被告らに求める作為の内容が一義的に特定しているとはいえず、また、原告らが被告らにこのような文書発行を求める権利（訴訟物）の特定もされていないから、原告らの訴えのうち、これらの請求に係る部分はいずれも不適法である。

2 被告都に対する請求について

(1) 原告らは、被告都に対して国家賠償法1条1項にもとづく損害賠償請求を行う原因として、被告都の警察官らに、前記第4, 1(1)から(4)までの各違法行為があったと主張している。しかし、これらの違法行為によって損害として原告らが主張するものは、前記第4, 4(1)から(3)までに記載のとおり、違法不当な身体拘束を原因とするものに限られており、原告らも、原告二本松進が高橋警察官に対して適正な公務の執行を妨害する暴行を振るったかどうかは本件の最大の争点であると述べているように（原告ら2015年12月1日付け準備書面）、原告らは、一次的には、公務執行妨害による本件逮捕ならびに公務執行妨害および傷害による本件勾留ならびに本件勾留延長が、その被疑事実中、公務執行妨害および傷害の構成要件である暴行が存在しないことにより違法であり、そのような違法な身体拘束により損害を被ったと主張しているといえる。

そうすると、原告らの前記第4, 1(1)および(2)の違法行為の主張は、それ自体が原告らに損害を与えた違法行為であるとの主張ではなく、高橋警察官らの公務執行が適法なものではないから、仮に原告二本松進による暴行が存在したとしても原告二本松進には公務執行妨害罪が成立せず本件逮捕等が違法行為となるとの趣旨で主張されていると解するのが相当である。また、同(4)の違法行為の主張も、それ自体が原告らに損害を与えたというよりは、

本件逮捕により開始された違法な身体拘束が同(4)の違法行為によって継続されることにより損害を受けたという趣旨の主張と解するのが相当である。

そこで、以下においては、警察官らが本件逮捕を行ったことが、国家賠償法上、違法な行為となるかについて判断するために、まず、原告二本松進が高橋警察官に対して公務執行妨害にあたる暴行を加えたと認められるか否かについて検討することとする。

(2) 原告二本松進による高橋警察官に対する暴行があったとする証拠関係は、以下のとおりである。

① 本件逮捕の現行犯人逮捕手続書(乙第1号証)の「現行犯人と認めた理由及び事実の要旨」欄には、要旨、別紙2記載のとおりの記載がある。

なお、同手続書の作成者である警察官5名のうち、谷津警部補、藤岡巡査部長および本宮巡査は応援で臨場して逮捕行為を行った者であるから、同手続書記載の上記公務執行妨害事実は、もっぱら高橋警察官らの説明にもとづいて記載されたものというべきである。

② 本件逮捕の当日である平成19年10月11日の午前9時50分ころから高橋警察官の立会いにより行われた実況見分の経過を記載した実況見分調書(甲第7号証の2)には、現場の状況として、要旨、別紙3記載のとおりの記載がある。

この記載は、もっぱら立会人である高橋警察官の指示説明にもとづき記載されたものというべきである。

③ 同じく平成19年10月11日の午前10時40分ころに、高橋警察官の右手首付近を撮影した写真撮影報告書(甲第7号証の3)があり、高橋警察官の右手首の小指側に負傷部分があるとされている。

④ 同じく平成19年10月11日、築地署の司法警察員により高橋警察官の供述調書が作成されている(乙第2号証)。その供述内容は、要旨、別紙4記載のとおりである。

⑤ また、同じく平成19年10月11日、築地署の司法警察員により渡邊警察官の供述調書が作成されている（乙第3号証）。その供述内容は、要旨、別紙5記載のとおりである。

⑥ さらに、同じく平成19年10月11日、築地署の司法警察員により再現写真撮影報告書が作成されている（乙第4号証）。その被害を再現した写真および説明の内容は、要旨、別紙6記載のとおりである。なお、前記④、⑤とこの再現の先後関係は、証拠上明らかではない。

この撮影は、高橋警察官本人と、築地署の警察官らが扮する原告二本松進役および渡邊警察官役により行われており、再現内容の記載は、もっぱら高橋警察官の指示説明にもとづくものというべきである。

⑦ 五島検察官は、平成19年10月16日、高橋警察官の取調べを行い、供述調書を作成した（甲第14号証）。その供述内容は、要旨、別紙7記載のとおりである。

⑧ 渡邊警察官が、本件訴訟用に作成した平成24年11月7日付け陳述書（乙第6号証）には、要旨、別紙8記載の陳述がある。

⑨ 高橋警察官が、本件訴訟用に作成した平成24年11月8日付け陳述書（乙第5号証）には、要旨、別紙9記載の陳述がある。

⑩ 被告都指定代理人は、平成25年8月1日、高橋警察官らに、前記②、⑥、⑧および⑨の調書、報告書、陳述書を示した上で、本件逮捕当日の状況を指示説明させて再現し、それを写真撮影して、結果を同年9月20日付け再現実施結果報告書（乙第7号証）にまとめた。また、被告都指定代理人は、同年8月6日、上記指示説明にもとづき、同日付け現場見取図作成報告書（乙第8号証）を作成した。その再現内容は、要旨、別紙10記載のとおりである。

⑪ 渡邊警察官の平成25年10月1日付け陳述書（乙第10号証）および高橋警察官の同月2日付け陳述書（乙第9号証）があるが、これらは前記

⑧および⑨の各陳述書について、主として、原告二本松月恵および原告二本松進が原告車に乗り込んだ状況を補足するもので、原告二本松進による暴行については、前記⑧および⑨の各陳述書と同旨である。

⑫ 平成25年11月29日の本件第9回口頭弁論期日において、高橋警察官の証人尋問が行われた（証人高橋真知子。以下「高橋証言」という。）。その内容は、要旨、別紙11記載のとおりである。

⑬ 同じく本件第9回口頭弁論期日において、渡邊警察官の証人尋問が行われた（証人渡邊すみ子。以下「渡邊証言」という。）。その内容は、要旨、別紙12記載のとおりである。

(3) そこで、上記(2)で掲げる証拠関係のうち、高橋警察官の指示説明または再現もしくは供述、陳述もしくは証言に係るもの（上記(2)①、②、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫（以下、上記(2)の①から⑬までの証拠関係については、単に「①」、「②」のごとく引用する。）。ただし、①および⑩については渡邊警察官もその内容面にかかわっている。）のうち、勾留状記載の被疑事実（別紙1）の暴行のうち、高橋警察官の「胸を七、八回突くなどの暴行」に関する部分について検討する。

まず、暴行の態様については、①では、左右の手をL字に曲げて小突く暴行とされているところ、②では、腕で突き飛ばされたとの指示説明となっており、④では胸等を両肘等で強く突いてきたとの供述であり、⑥では、腕を水平に折り曲げて肘で突き飛ばした形との再現となっている。これが、⑦では、両肘を曲げた状態で、両腕を交互に前に出して連続して胸を押してくるとの供述となっている。本件逮捕当日の①、②および④では、原告二本松進が手、腕または両肘をどのように用いて暴行を加えたのかが必ずしも明確ではなく、左右の肘を交互に用いて暴行を加えたという点が明らかにされたのは⑦が初めてである。

なお、左右の肘を交互に用いたという点は、本件訴訟提起後の⑨、⑩、⑫

でも同様であるところ、一般に、肘で相手の胸を連続して突く場合に、同じ側の肘で突くことは容易であると考えられるが、左右の肘で交互に連続して突くことは、腕を水平に折り曲げている場合には肘が身体の外側に出ることから、相当、不自然でぎこちない動作となると考えられる（後述のように、左右の肘で交互に切符かばんを打っていたとする場合にはなおさらである。）。

次に、高橋警察官が暴行を加えられた部位については、①、④、⑥および⑦ならびに本件訴訟提起後の⑨までは「胸」、「胸等」または「胸の辺り」と表現されており、特に⑥では、高橋警察官が両腕を下げた状態で左胸付近を直接打たれる状況を再現していたが、⑩に至って、高橋警察官が切符かばんを胸の前に抱え上げており、原告二本松進の肘が胸に直接ではなく切符かばんに当たっている状況が再現され、⑫では、切符かばんで胸を覆い、原告二本松進の肘は腕と切符かばんに当たった（反対尋問では、かすかに胸にも当たったと言う。）との証言となっている。警察官に対する公務執行妨害の被疑者が、警察官の身体に直接有形力を行使したのか、切符かばん（甲第7号証の6）のように、一定の面積と硬さのある物を介して有形力を行使する間接暴行を加えたのかは、犯行態様として重要であるところ、高橋警察官は、本件逮捕から少なくとも⑨までの間、これを明らかにしていなかったということになる。

また、原告二本松進が高橋警察官に力を加えた方向については、②では、原告二本松進が同警察官を原告車側に突き飛ばす指示説明となっている一方で、⑥では、第2車線側へ突き飛ばす位置関係が再現され、さらに、⑩では、最初の暴行では、原告二本松進がやや原告車方向を向いていたが、暴行の途中で高橋警察官が第2車線側へ後退し、原告二本松進もその方向に暴行を加える状況が再現されている。②と⑥は、いずれも本件逮捕当日の指示説明もしくは再現であるが、両者の位置関係および力の方向が一致しておらず、⑩

は、それらがさらに混在した内容の再現となっているといえる。

さらに、高橋警察官らが、どの時点で公務執行妨害であると告知（逮捕の告知を含む。）したのかは、高橋警察官らが原告二本松進の暴行をどのように認識していたのかにもかかわる事実であるところ、これらの証拠関係では、その告知が、高橋警察官の胸に対する暴行後であるのか（①，⑦，⑨，⑩，⑪），それともその途中であるのか（④），また言ったのが高橋警察官であるのか（①），渡邊警察官であるのか（④，⑦，⑨，⑩），双方であるのか（⑪）の違いがある。同様に、高橋警察官による無線による応援要請については、①では、胸に対する暴行後、逃走の気配が見受けられた時点と記載されており、④では応援要請の時期を明確にしない供述をしていたのに対し、⑦の検察官取調べに至って初めて、最初に３回くらい押された時点で無線の緊急ボタンを押したとの供述がされ、以後は同旨の陳述、再現または証言（⑨，⑩，⑪）となっている。

(4) 他方、原告二本松進による高橋警察官の胸に対する暴行についての渡邊警察官の供述（⑤），陳述（⑧）および証言（⑫）をみると、これらは、暴行の態様についての齟齬は大きくないものの、⑤と⑧は被害部位を胸付近としているのに対し、⑫では胸は切符かばんでガードされており、原告二本松進の肘は高橋警察官の胸には直接は当たっていないとの証言となっていて、自ら交通取締りに従事し切符かばんの存在を熟知しているはずの渡邊警察官が、原告二本松進による暴行を目撃しながら、⑤および⑧の供述等において切符かばんに何ら言及していないのは不自然である。また、公務執行妨害となると告知したのが⑤では両警察官であると供述されているのに対し、⑧および⑫では渡邊警察官であると陳述等されている。さらに、⑫では、高橋警察官が通報したところや緊急ボタンを押した場面は見ていないと証言しているところ、⑤の時点では、原告二本松進が原告二本松月恵を原告車に乗せた時点で高橋警察官が無線で応援要請したと供述していたのであるし、仮に高

橋警察官が指示説明等した位置関係（②，⑥）や，渡邊警察官も立ち会った再現の位置関係（⑩）が正しければ，高橋警察官による通報または緊急ボタン操作場面が見えないということは考えられない。

そもそも，高橋警察官らの供述等によれば，渡邊警察官は，高橋警察官が原告二本松進に暴行を受けているにもかかわらず，これを止めに入ることもなければ，応援を要請することもなかったということになり，相勤の巡査が襲撃されている巡査部長の行動としては，まことに不自然で説明がつかないものといわざるをえない（高橋警察官らの説明にもとづいて作成された①においても，高橋警察官が暴行を受け始めてから本件逮捕の前までの間の渡邊警察官の行動は，一切欠落している。）。

(5) 次に，勾留状記載の被疑事実（別紙1）の暴行のうち，高橋警察官の右手にドアを強くぶつける暴行について検討する。

この点については，まず，渡邊警察官は，⑫の証言の反対尋問において，高橋警察官の腕がドアに挟まったところは見えていなかったことを認めているから，右腕がまともにドアに打ち付けられたとする⑤の供述などは，単なる推測にもとづくものということになる。

そこで，高橋警察官自身の説明にもとづく記載，供述，陳述および証言をみると，①，④，⑦，⑨，⑪のいずれにおいても，細部の違いはあるものの，原告二本松進が原告車の運転席ドアを閉め，そのドア（⑦ではドア枠の窓とドアの境目くらいのあたり）が高橋警察官の右手首付近に当たったという趣旨においては一貫しており，本件逮捕当日の午前10時40分ころに同警察官の右手首付近に負傷があったという③の写真撮影報告書もこれを裏付けるものといえなくもない。

しかし，その一方で，上記の供述等は，高橋警察官が開いたドアの内側に立ったとするもので，その状況を再現するのが⑥であるが，このようにドアと車体の間に体全体を入れた高橋警察官の体勢において，外側からドアを閉

められた場合に、右手首付近にドアの枠が強く当たるということは考えにくいといえる。逆に、強く閉めたドアの枠に右手首付近が当たるとすれば、高橋警察官が、ドアと車体の間には体全体を入れずに右手首部分のみを差し入れる体勢であったと考えるのが自然であり、そのような位置関係を指示説明または再現したのが②及び⑩であるが、これでは原告車がドアを閉めて発進しないようにドアと車体の間に体を入れて立ったとする上記供述等とは整合しないこととなる。

また、原告車の運転席ドアの枠の内側にはゴムパッキングがあり（甲第30号証）、これが強く当たった場合に全治約10日間を要する右手関節打撲の傷害を生じうるのかについて疑問がないではないし、そもそも高橋警察官が原告二本松進から胸付近を突く暴行を受け、いずれかの警察官が既に原告二本松進に対して公務執行妨害となると告げた後に、原告二本松月恵のみが原告車に乗り込み原告二本松進が原告車のドアの外側にいる時点で高橋警察官が運転席ドアを閉められないようにして阻止しようとしたのが、原告二本松月恵の逃走であったのか、原告二本松進の逃走であったのかという意図も判然としないといわざるをえない。

- (6) ところで、高橋警察官らは、いずれも公務を執行する警察官であるとともに、証拠の捜査を行う司法警察職員（刑事訴訟法189条1項）でもあり、特に、公務の執行が暴行または脅迫によって妨害されたような場合には、一般人以上にその認識や記憶を正確に整理、保持することが期待される立場にあるといえる。

しかし、前記(3)から(5)までに検討したとおり、高橋警察官らの指示説明または再現もしくは供述、陳述もしくは証言に係る証拠関係（①、②、④から⑬まで）については、原告二本松進の行ったとされる暴行（胸付近を突く暴行およびドアを閉める暴行）のいずれについても、明確さに欠ける部分のほか、看過することのできない変遷または齟齬があったり、仮にその証拠

関係のとおりであったとすればそれ自体が不自然であったり疑問が生じる部分を多く含んでいるといわざるをえず、これらの証明力は十分ではないと評価するのが相当である。

(7) 本件においては、原告二本松進および原告二本松月恵はいずれも原告二本松進の高橋警察官に対する暴行を否定する陳述および供述をしている（甲第11号証，第12号証，原告二本松進本人（第1回，第2回），原告二本松月恵本人（第1回，第2回））。また，本件逮捕前の状況を目撃したとする者らの陳述書（甲第8号証から第10号証まで，第13号証，第17号証から第19号証まで）の中に，原告二本松進による高橋警察官に対する暴行を見たとするものはない。

(8) したがって，上記(7)のとおり他に原告二本松進の暴行を認めるに足りる証拠がない以上，前記(6)のとおり証明力が不十分な高橋警察官らの供述，証言等のみにもとづいて原告二本松進の暴行を認定することは困難であるといふべきであり，本件の証拠関係上，原告二本松進が高橋警察官に対して，別紙2記載の現行犯逮捕事実または別紙1記載の被疑事実としての暴行を行ったということはできない。

(9) もっとも，本件で取り調べた証拠によって，原告二本松進の暴行の事実が認められないとしても，本件逮捕の時点において，現行犯逮捕の要件を満たしていた場合には，本件逮捕が適法となることも考えられるので，この点について検討する。

前記(3)から(5)までに検討し，同(6)で評価したところからすれば，渡邊警察官はもちろんのこと，高橋警察官自身においても本件逮捕を行った時点において，原告二本松進から公務の執行を妨害するような暴行を受けたとの明確な認識を有していたか否かは疑わしいとみるべきであり，むしろ，原告二本松進が，原告車に対する取締りについて，声を荒げて高橋警察官を詰問，論破し，原告二本松進自身，切符かばんに触れていないとは言い切れない

いという程度まで同警察官に接近していた状況（甲第11号証，原告二本松進本人（第1回，第2回））において，暴行を受けたとの認識は高橋警察官らにおいては漠然としたものにすぎなかったのに，応援の警察官らとともに本件逮捕を行ったとみるのが相当である。

したがって，逮捕者である高橋警察官らは，原告二本松進が現行犯人であると明確に認識しないままに違法に本件逮捕を行ったというべきであるから，被告都は，高橋警察官らによる違法な身体拘束行為によって原告らに損害が生じた場合には，これを賠償する責任を負う（国家賠償法1条1項）。

- (10) なお，本件逮捕に関与した他の警察官らについては，高橋警察官らが原告二本松進を公務執行妨害の現行犯人として追呼している以上，罪を行い終わってから間がないと明らかに認めたこと（刑事訴訟法212条2項1号）について，警察官に通常要求される職務上の注意義務を怠った違法があったとはいえない。また，本件逮捕後，原告二本松進を築地署司法警察員に引致し，同司法警察員らが捜査の上，事件を検察官に送致したことも適法であり（刑事訴訟法216条，202条，189条2項，246条），その過程において，中島警部補らが，高橋警察官らと共に謀して原告二本松進の被疑事実をねつ造したとか職権を濫用したと認めるに足りる証拠はない。

3 被告国に対する請求について

- (1) 原告らは，被告国の五島検察官が本件勾留請求を行ったこと，および原告二本松進を平成19年10月25日以降も釈放しなかったこと，ならびに被疑事実の暴行と態様の異なる暴行の被疑事実をねつ造したことがいずれも違法であると主張するので，この点について判断する。
- (2) 被疑者の勾留は，その時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり，かつ，必要性が認められる限りは刑事訴訟法上適法であるが，これが被疑者に身柄拘束等の重大な不利益をもたらす処分であることを考えれば，検察官が行う被疑者についての勾留請求は，それが同法に定める手続を適法に

経ているとしても、その請求の時点において、捜査当局が、現に収集した証拠資料および通常要求される捜査をすれば収集しえた証拠資料を総合勘案して合理的な判断をすれば、同法に定める勾留の要件がないと認められるにもかかわらず、これを看過して勾留請求をしたものである場合には、国家賠償法上違法となるというべきである。

- (3) これを本件勾留請求についてみると、五島検察官がこれを行った平成19年10月12日の時点で、捜査当局には、原告二本松進による公務執行妨害行為があり、かつ高橋警察官が負傷したとする方向の証拠関係として、少なくとも、①から⑥までのものがある一方で、被疑者である原告二本松進は、検察官による弁解録取の手続きにおいて被疑事実を否認し、かつ、被疑者の妻であり現場にいた原告二本松月恵が供述調書に署名していないという状況にあったことから（甲第11号証、原告二本松進本人（第1回、第2回）、原告二本松月恵本人（第1回））、五島検察官が、原告二本松進の公務執行妨害および傷害の被疑事実について相当の嫌疑（勾留の理由）があり、かつ罪証隠滅および逃亡のおそれ（勾留の必要）があると判断したことは合理的であるということができ、本件勾留請求を行った五島検察官の行為が、国家賠償法上、違法であるとはいえない。

- (4) 五島検察官は、平成19年10月19日、原告二本松進につき本件勾留延長請求を行い、裁判官により勾留期限を同月31日とする本件勾留延長が行われている。

本件勾留が執行された同月13日以降の捜査の状況をみると、五島検察官は、少なくとも、同月16日に高橋警察官の取調べを行い、同警察官から原告二本松進の公務執行妨害および傷害に関する供述を得ており（⑦）、同月18日に原告二本松進の取調べを行っている。また、同月21日に、原告二本松進の現場引当りを捜査員らに行わせている。さらに、同月24日、小川誠一を呼び出して取調べを行い、同月25日、坂本正幸に電話をして事情を

聴くとともに、検察事務官と思われる男性に須永治男に対する電話をかけさせている（争いのない事実のほか、甲第8号証、第10号証、第11号証、第19号証、甲第25号証、原告二本松進本人（第1回、第2回））。

また、平成19年10月25日には、五島検察官による渡邊警察官の取調べが、同月26日には、中島警部補による原告二本松進の取調べが行われており、同月29日には、五島検察官による原告二本松進の取調べが行われたと認められる（渡邊証言、原告二本松進本人（第1回、第2回）。なお、同月26日に五島検察官による高橋警察官の取調べが行われたこともうかがわれる（丙第1号証）。）。

以上の捜査の経過によれば、五島検察官は、平成19年10月25日までに、原告二本松進による被疑事実を立証するための捜査を行うとともに、被疑者や弁護人の主張の裏付けの捜査も行っており、五島検察官が、被疑事実にかかわる何らかの暴行が存在する方向の証拠関係と存在しない方向の証拠関係が併存する中で、なお勾留の理由と必要が存続していると判断したことは検察官として合理性を欠く行為ではなかったというべきである。実際、五島検察官は、原告二本松進を釈放した同月29日まで、取調べの捜査を行っており、この捜査は、必要な捜査であったと認められる。

このような事実関係の下では、五島検察官が違法に原告二本松進の勾留を継続したとはいえず、この点において、五島検察官の行為に国家賠償法上の違法があるとはいえない。

- (5) さらに、原告らの前記第4、2(3)の五島検察官の違法行為の主張について検討する。

まず、原告らは、五島検察官が判例を示して原告二本松進を脅したと主張するが、捜査官が、被疑者を取り調べるにあたり、被疑者に法令について説明することは、それがことさら虚偽の内容でない限り、何ら問題はないというべきである。そして、公務執行妨害罪における暴行は、公務員に向けられ

た有形力の行使であれば、必ずしも直接に公務員の身体に対して加えられる必要はなく、物に対して加えられた有形力が公務員の身体に物理的に影響を与えうる場合（間接暴行）でよいとするのは、実務上の通説であるといえるから、五島検察官が、仮に、原告らの主張するとおりがばんに触れただけでも公務執行妨害となる判例があるが、判例と闘うかと述べたものであったとしても、間接暴行によっても公務執行妨害が成立するとの実務一般の取扱いを覆すのは困難であるとの趣旨を説明したものにすぎないから、これが害悪の告知による脅迫となるとはいえない。

また、平成19年10月29日の時点においても、五島検察官の下には、被疑事実が存在する方向の証拠関係と存在しない方向の証拠関係が併存していたのであり、原告二本松進が、原告車に対する取締りについて、声を荒げて高橋警察官を詰問、論破し、原告二本松進自身、切符かばんに触れていないとは言い切れないという程度まで同警察官に接近していた状況（前記第2、1(9)）において、五島検察官が、検察官として、原告二本松進が高橋警察官の切符かばんに触れる程度の有形力の行使はあったのではないかとの心証の下、被疑者である原告二本松進の取調べを行うことは、合理的でないとはいえないから、五島検察官による取調べが、警察官による不祥事を隠ぺいするために別個の暴行の被疑事実をねつ造したというものであったとの原告らの主張は採用できない。

さらに、原告らは、五島検察官が原告二本松進に対して、供述調書に署名指印しなければ起訴すると迫り、原告二本松進が署名指印を強制されたと主張するが、平成19年10月29日の五島検察官による取調べにおいては、原告二本松進自身、高橋警察官の切符かばんに触れたことがないとは言い切れないと考えて、切符かばんに対する暴行を認める供述調書に署名指印したのであり、その過程においては、五島検察官は、原告二本松進の申立てに応じて調書の記載内容を訂正したりもしているのであるから（原告二本松進本

人（第1回，第2回）），五島検察官が原告二本松進に起訴すると脅迫して供述調書への署名指印を強制したとの事実を認めることはできない。

(6) したがって，五島検察官には，国家賠償法上の違法行為は認められない。

(7) 原告らは，被告国の裁判官が，本件勾留請求に対して勾留状を発付したこと，および本件勾留延長を行ったことがいずれも違法であると主張するので，この点について判断する。

(8) 裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によっては是正されるべき瑕疵が存在したとしても，これによって当然に国家賠償法1条1項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題が生ずるわけのものではなく，この責任が肯定されるためには，当該裁判官が違法または不当な目的をもって裁判をしたなど，裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当である。

(9) これを本件の勾留状発付および本件勾留延長の裁判についてみると，これらの裁判は，いずれも準抗告によって取り消されたということはなく，また，勾留状発付時には，前記(3)の証拠関係にあり，本件勾留延長時には，前記(4)（平成19年10月19日までの部分に限る。）の証拠関係にあったのであるから，高麗裁判官および岸野裁判官が，これにもとづいて勾留または勾留延長の要件があると判断したことに何ら不自然な点はなく，他に何らの証拠もない以上，両裁判官が違法または不当な目的をもって裁判をしたなど，裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特別の事情があると認めることはできない。

(10) したがって，高麗裁判官および岸野裁判官には，国家賠償法上の違法行為は認められない。

(11) 以上によれば，被告国が，五島検察官または高麗裁判官もしくは岸野裁判官の行為について，原告らに対する国家賠償法1条1項の責任を負うとは

認められない。

4 原告らの損害および因果関係について

- (1) まず、原告二本松進の損害および違法行為との間の因果関係について検討する。

原告二本松進は、平成19年10月11日に本件逮捕により、同月13日からは勾留により身体を拘束され、同月29日に釈放されているところ、高橋警察官らの違法行為がなければ本件逮捕はなく、本件逮捕がなければ勾留はなかったといえるから、同月11日から29日までの身体拘束は、違法行為と因果関係がある。

そして、原告二本松進は、身体的自由を制約されることにより精神的苦痛を被ったというべきであり、これを慰謝するための慰謝料は55万円が相当である。

原告らは、原告二本松進は、虚偽の被疑事実について自白を強要され事実無根の前歴のレッテルを貼られたことにより名誉を侵害されたと主張するが、前記3(5)で判断したところによれば、この主張は前提を欠くというべきであるから、これに関する慰謝料は認められない。

原告二本松進が、本件逮捕当日である平成19年10月11日に安藤春木弁護士に、また本件勾留延長後の同月23日に梅澤和雄弁護士に、それぞれ刑事弁護を依頼し、同弁護士らが勾留理由開示請求を含む刑事弁護活動を行ったこと、原告二本松進が、勾留理由開示請求を含む刑事弁護の着手金および報酬金として、同年11月20日に各弁護士にそれぞれ80万円を支払った事実が認められる（甲第3号証から第5号証まで、第11号証、第12号証）。この合計160万円は、本件逮捕がなければ生じなかった費用であるから、これは、高橋警察官らの違法行為と因果関係がある損害であると認められる。

原告二本松進が、被告都に対する本件損害賠償請求訴訟を平成21年10

月29日に提起した後、同年12月21日に開かれた第1回口頭弁論期日の前である同月18日に、本件訴訟の追行を原告ら訴訟代理人弁護士に委任し、以後、原告ら訴訟代理人弁護士が原告二本松進のために本件訴訟を追行した事実は、当裁判所に顕著である。したがって、これに要した弁護士費用のうち25万円を、違法行為と因果関係がある損害と認める。

以上の損害を合計すると、240万円となる。

- (2) 次に、原告二本松月恵の損害および因果関係について検討すると、原告二本松月恵は、違法行為による身体拘束の被害者ではなく、仮に原告二本松進が身体拘束されたことにより精神的な苦痛を感じたことがあったとしても、被告都に対して固有の慰謝料請求権を有するとはいえない。

したがって、原告二本松月恵が要した弁護士費用についても、違法行為と因果関係がある損害であるとはいえない。

- (3) さらに、原告会社の損害について検討すると、原告会社の当時の代表取締役が原告二本松進であったことは前記第3の前提事実2のとおりであるが、原告二本松進が身体拘束されたことによって原告会社に経済的な損害が生じたことについては何らの証拠がないから、これを認めることはできず、原告会社が要した弁護士費用についても同様である。

5 結論

以上によれば、原告らの請求（前記1のとおり不適法な訴えに係る部分を除く。）は、原告二本松進が、被告都に対して、国家賠償法1条1項にもとづく損害賠償として240万円およびこれに対する違法行為の後の日である平成19年10月30日から支払済みまで同法4条、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるが、原告二本松進のその余の請求ならびに原告二本松月恵および原告会社の請求はいずれも理由がない。

第8 結語

よって、原告らの訴えのうち前記第1、4の文書発行の請求に係る部分をい

ずれも却下し，原告二本松進の請求を上記第7，5の限度で認容し，原告らの
その余の請求をいずれも棄却することとし，訴訟費用の負担について民事訴訟
法61条，64条本文，65条1項本文を，仮執行の宣言について同法259
条1項を，被告都の申立てによる仮執行免脱の宣言について同条3項をそれぞ
れ適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判長裁判官 松 村 徹

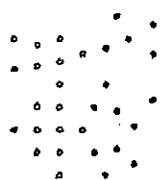
裁判官 池 田 幸 子

裁判官 山 崎 文 寛

(別紙 1)

勾留状記載の被疑事実 (要旨)

原告二本松進は、平成19年10月11日午前8時10分ころ、高橋警察官から免許証の提示を求められるや、同警察官の胸を七、八回突くなどの暴行を加え、さらに原告二本松進の逃走を阻止し、逮捕しようとした同警察官が、原告車と、開いている運転席側ドアの間にいるにもかかわらず、そのドアを閉めて、同警察官の右手にドアを強くぶつけるなどして同警察官の職務執行を妨害し、同警察官に対し、前記暴行により全治約10日間を要する右手関節打撲の傷害を負わせた。



(別紙2)

現行犯人逮捕手続書記載の逮捕事実(要旨)

原告二本松進は、高橋警察官が免許証の提示を求めたところ、左右の手をL字に曲げ同警察官の胸等を3回小突き、同警察官がやめなさいと警告したが、さらに胸を四、五回小突いてきた。高橋警察官が、原告二本松進に公務執行妨害になる旨を告げると、原告二本松進が原告車の方に戻り、逃走の気配が見受けられたので、同警察官は、無線機で応援要請をするとともに、逃走の阻止と逮捕のために、原告車の右側ドアに近づいたところ、原告二本松進が同警察官をめがけて同ドアを閉め、同警察官の右手首をはさむ等して正当な職務の執行を妨害したので、公務執行妨害の現行犯人と認めた。

(別紙3)

実況見分調書記載の現場の状況(要旨)

- 1 高橋警察官が原告二本松進に腕で突き飛ばされた際は、高橋警察官は、原告車の右側中央付近の直近の位置(㊤地点)におり、原告二本松進は、高橋警察官よりも原告車を基準に(以下同じ。)わずかに後方かつ外側の位置(㊠地点)におり、渡邊警察官は、高橋警察官よりもわずかに前方かつ外側の位置(㊦地点)におり、高橋警察官が突き飛ばされた最後の地点は、原告車の右側中央付近に接する位置(㊨地点)である。
- 2 高橋警察官が原告二本松進に運転席ドアを閉められ右手首をはさまれた際は、高橋警察官は上記1と同じ位置(㊤地点)におり、原告二本松進は、高橋警察官よりもわずかに前方かつ外側の位置(㊢地点)におり、渡邊警察官は、高橋警察官よりもわずかに後方かつ外側の位置(㊧地点)にいた。

(別紙 4)

高橋警察官の平成19年10月11日付け司法警察員に対する供述調書(要旨)

平成19年10月11日午前8時10分ころ、原告二本松進に対して何度も免許証の提示を求めたところ、原告二本松進は「何が駐車違反だ。」等と言いながら、高橋警察官の胸等を両肘等で強く突いてきた。

渡邊警察官が、原告二本松進に、公務執行妨害であり逮捕すると告げたが、原告二本松進は、高橋警察官を突く等の暴行をやめなかった。

その時、原告車の運転席側ドアが開いており、高橋警察官は開いたドアの内側に立っていた。ドアの外側に立っていた原告二本松進が急にドアを両手で押して閉めてきたので、ドアの窓枠付近部分が同警察官の右手首付近に強くあたり、強い痛みを感じ、その部分がみるみるうちに赤く腫れてきた。

高橋警察官は、無線で応援を求め、谷津警部補らが臨場したので、原告二本松進を逮捕した。

(別紙5)

渡邊警察官の平成19年10月11日付け司法警察員に対する供述調書(要旨)

高橋警察官が、原告二本松進と原告二本松月恵に向かって駐停車禁止違反で切符告知する旨を告げ、免許証の提示を求めたところ、原告二本松進は、大声で「出す必要はない。」等と怒鳴りながら、左右の腕をL字のように曲げた格好で、同警察官の胸付近を3回くらい肘打ちして小突くなどの暴行を加えた。

高橋警察官は、とっさのことで避けられず、体をよろけさせて後ずさりしながらやめるように警告したが、原告二本松進は、うるさいなどと怒鳴りながら、さらに高橋警察官の胸付近を3回くらい肘打ちして小突くなどの暴行を加えた。

高橋警察官らが、原告二本松進に、公務執行妨害になると告げたところ、原告二本松進は、原告二本松月恵を原告車に乗せて走り去ろうとしたことから、高橋警察官は、無線で応援を要請するとともに、開いていた運転席ドアと運転席の間に立って逃走を阻止し、原告二本松進を逮捕しようとした。

すると、原告二本松進は、高橋警察官が開いているドアと運転席の間にいるにもかかわらず、ドアを力一杯押して閉めようとしたので、同警察官の右腕がまともにドアに打ち付けられた。

その後、原告二本松進が原告車に乗り込んで立ち去ろうとしたので、高橋警察官らは前に立ちはだかつて逃走を阻止し、応援の警察官らと協力して公務執行妨害の現行犯人として逮捕した。

逮捕後に高橋警察官の右腕を見たところ、ドアで打ち付けられたところが内出血していた。

(別紙6)

平成19年10月11日付け再現写真撮影報告書の再現内容(要旨)

- 1 原告二本松進が高橋警察官の胸を最初に両肘で突き飛ばしてきた状況の再現では、原告二本松進は、原告車の右側後輪から少し離れた位置におり、高橋警察官は、原告二本松進よりも原告車を基準に(以下同じ。)わずかに前方かつ外側の位置におり、原告二本松進は、両腕を自身の胸の前で水平に折り曲げていた。この時、高橋警察官は、何も持たずに両腕を下げた状態である(写真3)。
- 2 原告二本松進の肘が高橋警察官の身体に触れて突き飛ばした状況の再現では、原告二本松進と高橋警察官の位置は上記1と同じであり、原告二本松進が右腕を自身の胸の前で水平に折り曲げた状態で右肘を高橋警察官の方に突き出し、原告二本松進の右肘付近が、同警察官の左胸付近の制服に接触している。この時、高橋警察官は、何も持たずに両腕を下げた状態である(写真4)。
- 3 原告二本松進が運転席ドアを押し、高橋警察官の腕がはさまれた状況の再現では、同警察官が開いた運転席ドアと車体の間に体全体を入れて、原告車のハンドル方向を向いて立っているところに、ドアの外側にいる原告二本松進が、右手でドアハンドルを持ってドアを押している(写真5から7まで)。

(別紙 7)

高橋警察官の平成19年10月16日付け検察官に対する供述調書(要旨)

平成19年10月11日は、左手には切符かばんを持ちながら取締りを行っていた。

高橋警察官が、原告二本松月恵に対して「切符を切ります。」と言い、免許証の提示を求めた。

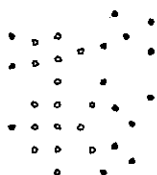
すると、近くにいた原告二本松進が、怒った様子で声を荒げて「何が駐車違反だ。」などと言いながら、高橋警察官の胸を、両肘を曲げた状態で、両腕を交互に前に出して3回くらい連続して押してきた。「なんだよ。」などと言いながら、かなり強い力で胸をドンドンドンと押してきたので、高橋警察官は後ろによろけるようになり、これは公務執行妨害だと思い、緊急ボタンを押した。

高橋警察官は、「やめなさい。」と言ったが、原告二本松進はやめず、さらに同じように3回くらい連続してドンドンドンと押してきて、高橋警察官は後方によろけるような格好になった。渡邊警察官も、この様子を目撃して、原告二本松進に対し、「公務執行妨害です。」と言った。

高橋警察官は、その時、原告二本松月恵が原告車の運転席に乗り込んでおり、運転席のドアが45°くらい開いた状態になっているのに気付いた。高橋警察官は、逃げられては困ると思い、原告車が発進できないように、開いていたドアと車体の間に、自分の体を入れて前方向を向いて立ち、ドアを閉めさせないようにした。

しかし、ドア付近に立っていた原告二本松進が、急にドアを閉めようとしたので、高橋警察官は、とっさに右手で閉まってくるドアを押さえ、ドアが閉まるのを阻止したが、ドア枠の窓とドアの境目くらいのあたりが高橋警察官の右手首の小指側に強く当たり、強い痛みを感じた。その部分がみるみる赤く腫れてきたので、高橋警察官は、「あ。ぶつかった。」と言って、原告二本松進に怪我した部分を見せた。

渡邊警察官が、「公務執行妨害で逮捕します。」と言い、その後、4人で言い合いのようになった。気づいたら、原告二本松進が原告車の運転席に乗り込んで、逃げようとして原告車を前に少し動かした。高橋警察官らが原告車の右前方に立ち、逃走を防止していたところ、応援の警察官が来てくれ、その場で現行犯逮捕することができた。



(別紙 8)

渡邊警察官の平成 24 年 11 月 7 日付け陳述書 (要旨)

高橋警察官は、原告二本松進と原告二本松月恵の 2 名に対して、運転免許証の提示を求めたところ、突然原告二本松進が激昂して、「見せる必要はない。」などと怒鳴りながら、左右の肘で高橋警察官の胸付近を 3 回くらい小突く暴行を加え、高橋警察官が「やめなさい。」と警告しても、同様の暴行を繰り返した。

渡邊警察官は、原告二本松進に対し、「公務執行妨害です。」と告げた。

その直後、原告二本松月恵が原告車の運転席に乗り込んだため、高橋警察官が、開いた状態の運転席ドアの内側に立って逃走を阻止しようとしたところ、原告二本松進がその外側からドアを閉めようとしたので、高橋警察官は、ドアの内側から押し出されるように後退した。

原告二本松月恵が原告車の助手席に移動し、原告二本松進に運転席に乗り込まれてしまい、高橋警察官らは、原告車の前方に立って原告二本松進の逃走を阻止した。

間もなく、築地署員が応援に駆け付け、原告車から降りて喚いて抵抗していた原告二本松進を、公務執行妨害の被疑者として現行犯逮捕した。

(別紙 9)

高橋警察官の平成 24 年 11 月 8 日付け陳述書 (要旨)

高橋警察官は、原告二本松進と原告二本松月恵の両名に対して、原告車を駐車した運転者が誰か質問するとともに、運転免許証の提示を求めた。

すると、原告二本松進が、突然、高橋警察官に詰め寄って「免許証なんか見せる必要はない。」などと捲し立てながら、左右の肘を折り曲げて交互に 3 回くらい同警察官の胸の辺りを突いてきた。高橋警察官は、原告車の止まっている第 1 車線から第 2 車線の方に後退させられたことから、身の危険を感じ、無線機の緊急発信ボタンを押すとともに、原告二本松進に対して「やめなさい。」と警告した。しかし、原告二本松進は、「うるさい。」などと怒鳴りながら暴行を繰り返した。渡邊警察官は、この状況を見て、原告二本松進に対し、公務執行妨害罪で逮捕する旨を告げた。

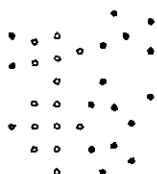
高橋警察官は、原告二本松月恵が原告車の運転席に乗り込み、運転席ドアが開いていたため、逃走されると感じて、とっさに運転席と開いた状態の運転席ドアの間に入ったところ、原告二本松進が外側から運転席ドアを強く押して閉めてきたので、ドアの窓枠部分が同警察官の右手首付近にぶつかり、強い痛みを感じて運転席とドアの間から離れた。

その後、気がつくやうに、原告二本松月恵が原告車の助手席に移動し、原告二本松進に運転席に乗り込まれ、原告車を発進させたため、高橋警察官らは、逃走を阻止するため、前方に立ち塞がった。原告車の足止めをしている間にパトカーが到着し、応援に駆けつけた警察官らとともに原告二本松進を現行犯逮捕した。

高橋警察官らは、現場に到着した捜査員に対し、原告二本松進を現行犯逮捕するまでの状況を詳しく説明した。

高橋警察官は、原告二本松進に運転席ドアをぶつけられた右手首の外側が腫れ上

がってきたため、病院で医師の診察を受けた。



(別紙 10)

平成 25 年 9 月 20 日付け再現実施結果報告書および同年 8 月 6 日付け現場見取図作成報告書の再現内容 (要旨)

- 1 原告二本松進は、高橋警察官に詰め寄って「免許証なんか見せる必要はない。」などと捲し立てた。その時、高橋警察官は、原告車の右側中央付近の近くにいて、左手に切符かばんを持って両手を下した状態であり、原告二本松進は、高橋警察官よりも原告車を基準に (以下同じ。) 1 歩後ろ側かつ半歩外側にいた (写真 (再現実施結果報告書のもの。以下、別紙 10 において同じ。) ⑩, 現場見取図 (現場見取図作成報告書のもの。以下、別紙 10 において同じ。) 11)。
- 2 原告二本松進は、左右の肘で交互に 3 回くらい、高橋警察官の胸付近を突いてきた。その時、高橋警察官と原告二本松進の位置は上記 1 と同じであり、原告二本松進は、腕を水平に折り曲げて肘を突き出しており、同警察官は、切符かばんを両手で胸の前に抱え上げるようにしており、原告二本松進の肘は切符かばんに当たっている。その際、渡邊警察官は、原告二本松進の 3 歩程度後ろにいた (写真⑪, 現場見取図 12)。
- 3 原告二本松進の上記 2 の暴行により、高橋警察官は、原告車から離れ、第 2 車線の方に後退した。原告二本松進は、原告車より外側を向いて、両腕を水平に折り曲げて、肘を突き出しており、その肘は、高橋警察官の抱え上げた切符かばんにあたっている。その際、渡邊警察官は、原告二本松進の 3 歩程度右側 (位置は上記 2 とほぼ同じ。) にいた (写真⑫, 現場見取図 13)。
- 4 高橋警察官は、右手で、左胸にある無線機の緊急発信ボタンを押し、「やめな

さい。」と警告した。その時、高橋警察官は、さらに後退し、原告二本松進は前進し、水平に折り曲げた右腕の肘を同警察官の方に向けている（写真⑱、⑳、現場見取図14）。

- 5 原告二本松進は、「うるさい。」などと怒鳴りながら暴行を繰り返し、渡邊警察官が公務執行妨害で逮捕する旨を告げた。その際、上記4の位置よりも、高橋警察官は後退し、原告二本松進は前進し、右肘が同警察官が抱え上げた切符かばんに当たっている。渡邊警察官は、原告二本松進の右斜め背後にいる（写真㉑、㉒、現場見取図15）。

- 6 原告二本松月恵が原告車の運転席に乗り込み、高橋警察官が、原告車の右側後部ドア付近に体を置き、運転席と開いた状態の運転席ドアの間に右腕の肘から先を差し入れたところ、原告二本松進が外側から運転席ドアを強く閉め、ドアの窓枠部分が同警察官の右手首付近にぶつかった（写真㉓、㉔、㉕、現場見取図17）。

- 7 原告二本松進が原告車の運転席に乗り込み、これを発進させたため、高橋警察官が原告車の右前方に、渡邊警察官がその前方に立ち塞がった（写真㉖、現場見取図19）。

(別紙 11)

高橋証言 (要旨)

(被告都代理人質問に対し)

当日は、切符かばんと無線を持って取締りに従事していた。

高橋警察官が、原告二本松月恵に対して原告車をここに止めたのは誰かと聞いたところ、原告二本松月恵が、「主人が止めていった。」と言ったので、原告二本松月恵と原告二本松進の二人に免許証の提示を求めた。

原告二本松進が、高橋警察官に詰め寄ってきた際、高橋警察官は、逃走されてはいけないと思い、とっさに原告車の近くに寄った。原告二本松進は、両腕を曲げて、左右の肘で交互に高橋警察官の胸の方を二、三回突いてきた。高橋警察官は、胸に当たってはいけないと思い、とっさに、持っていた切符かばんで胸を覆ったところ、原告二本松進の肘は、同警察官の腕とかばんに当たり、同警察官は、強い衝撃を受け後ずさりした。

高橋警察官は、とっさに危険を感じて、無線の緊急ボタンを押して、原告二本松進に「やめてください。」と言った。しかし、原告二本松進は、また同じように肘を曲げて、高橋警察官の胸の方に、交互に四、五回突いてきた。

高橋警察官は、原告二本松進に対し、公務執行妨害になると言い、渡邊警察官も公務執行妨害で逮捕すると言った。

高橋警察官は、原告二本松月恵が原告車の運転席に乗り込んだので、ドアを閉めて逃走されてはいけないと思い、ドアの間に立ちふさがった。その後、原告二本松進が急にドアを閉めてきて、危ないと思い、右腕のくるぶしあたりをドアの付近で押さえ、閉まってきたドアが高橋警察官の右手首に当たった。高橋警察官は、痛さと、危ないと思ったことで、ドアから離れた。

原告二本松進が原告車の運転席に乗り込んだので、高橋警察官らは、逃走されて

はいけないと思い、原告車の前に立ちふさがった。

応援要請したパトカー等が来たので、協力して、抵抗する原告二本松進を公務執行妨害で逮捕した。

(原告ら代理人質問に対し)

原告二本松進の暴行態様は、腕を曲げて、肘のところで胸を突いてきたというものであった。二、三回、胸を突かれた後、びっくりして緊急ボタンを押し、暴行を受けていると通報し、その後また暴行を受けたという時系列である。

運転席のドアが開いていたので、ドアの内側に入り込んだ。原告二本松進がドアを閉めたため、間に挟まれた。

事件直後の再現は、原告二本松進が肘で高橋警察官の胸を直接殴っている写真になっているが、これは切符かばんを持たずに再現したのでそのような状況になった。原告二本松進の肘は、切符かばんにも当たったが、かすかには胸にも当たり、腕にもあたったという状況であった。

(被告都代理人質問に対し)

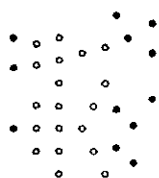
再現を行った捜査員からは、暴行を受けたときの状況と同じ服装、装備品を持ってくれとは言われず、再現時には、制帽、無線機、切符かばんは持っていなかった。

(裁判官質問に対し)

再現は、原告二本松進が肘打ちしてきた状況をとるという説明だったので、高橋警察官が積極的に左腕で防御の姿勢をとるようなことはしなかったし、暴行を受けた時にそういう姿勢をとっていたという説明もしなかった。

高橋警察官が、肘打ちの暴行によって、けがをしたとか痛みが残ったということはない。後ろに行ってしまうぐらいの勢いはあり、打たれて後ろに行ってしまったが、が一んと痛いというほどのものではなく、女に手をかけるという行為が暴行で

あると同警察官は感じた。



(別紙 12)

渡邊証言 (要旨)

(被告都代理人質問に対し)

高橋警察官が、原告二本松月恵と原告二本松進の二人に免許証の提示を求めたところ、原告二本松進は、かなり興奮した様子で、同警察官に暴力を振るってきた。暴行は、両腕を曲げて、肘を前に突き出すように交互に突いてきた。原告二本松進の肘は、高橋警察官の胸のあたりに当たった。肘で突いたのは、最初、二、三回で、高橋警察官は、体勢を崩して、後ろの方に後ずさりをした。高橋警察官は、切符かばんで胸のあたりをガードしていて、「やめなさい。」と言ったが、原告二本松進は、同じように腕を曲げて肘を左右交互に前に突き出すように、四、五回突いてきた。

渡邊警察官は、それを見て、「やめなさい。公務執行妨害になります。公務執行妨害で逮捕します。」と言った。

その後、原告二本松月恵が原告車の運転席に乗り込んだので、高橋警察官が、運転席と開いているドアの間に入り込んだ。ドアの外側にいた原告二本松進が、高橋警察官が運転席とドアの間にいるにもかかわらず、ドアを強く押して閉めてきたので、同警察官は、押し出されるように後ろの方に体勢を崩し、後ずさりをした。

原告二本松進が、原告車の運転席に乗り込んだ。確認していないが、原告二本松月恵は助手席に移動したと思う。渡邊警察官は、逃走されないように、原告車の前方に出た。高橋警察官も原告車の前の方に来ていた。

その後、応援にきた築地署員とともに、原告二本松進を公務執行妨害で逮捕した。応援要請をしたのは高橋警察官である。

(原告ら代理人質問に対し)

高橋警察官が応援要請をしたのは、暴行を受けた時だと思う。

最初に原告車に乗ったのは原告二本松月恵で、その後に、開いているドアの間に高橋警察官が入った。原告二本松月恵がエンジンをかけて、そのまま逃走されると思ったから、ドアが閉まらないように入り込んだんだと思う。その後、原告二本松進が、高橋警察官がいるにもかかわらず、ドアを強く押して閉めてきた。

次に見た時には、もう原告二本松進が原告車に乗り込み、原告二本松月恵が助手席にいた。

渡邊警察官は、原告二本松進がやった暴行はすべて見ていたが、高橋警察官の腕にドアが挟まったかというのは、ちょうど陰になっており、見えていなかった。肘で三、四回プラス何回か打ったところは全部見ている。渡邊警察官は、止めに入っていないが、やめなさいと言葉で言った。

原告二本松進の高橋警察官に対する肘打ちは、切符かばんに当たっている。直接、胸には当たっていないと思う。

暴行について通報したのは高橋警察官であり、渡邊警察官は、高橋警察官が通報したところは見えておらず、それがいつの時点かはわからない。緊急ボタンを押した場面も、渡邊警察官からは見えていない。

これは正本である。

平成28年3月18日

東京地方裁判所民事第10部

裁判所書記官 岩立英雄

